る法人きさらづ

2020 SUMMER



No.303

発行日/令和2年8月1日出

発行所/公益社団法人木更津法人会 〒292-0838 木更津市潮浜1丁目17番59号 TEL.0438-37-7720 FAX.0438-37-7740 発行人/青木和義・編集/広報委員会・印刷所/侑アドメイクス http://www.kisarazu-houjinkai.or.jp



事務局から望む中の島大橋〈木更津市〉

Contents	

ご案内 代表理事選考委員会·会費請求 2	税務・法律相談 民法改正に伴う課税関係の整理(1) 12
公益事業 「医療用マスク」40,000枚 四市に寄贈3	報道・公益事業 第46回定時総会・芝生化プロジェクト 13
コロナ対策 緊急経済対策における税制上の措置 4 5	青年部会·女性部会·他
税務署コーナー 退任のごあいさつ・着任のごあいさつ 他 6	総会決議報告・県連総会・AIG代理店会様より寄贈・脳ドック 14
税務署コーナー 税務署異動 ····································	お知らせコーナー
税務署コーナー 納税の猶予をご利用下さい 89	生活習慣病健診・セミナーオンデマンド・行事予定・編集後記 15
公益·県税事務所 県税事務所からのお知らせ10 11	

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。





令和3·4年度「代表理事(会長)候補者」 選出のための「選考委員会」を設置

そして、各支部は「支部長理事候補者」の選出を進めて下さい。

令和3・4年度の代表理事(会長)候補者の選出のための『選考委員会』の設置が、7月16日の理事会において承認されました。

選考委員会は、現在の会長・副会長・運営専務・総務委員長の8名で構成され、代表理事(会長)候補者は、理事・監事、更に過去に執行部・常任理事経験者の満70歳未満の方から選出致します。該当する方々で、代表理事に立候補を希望される方は、令和2年8月末日までに選考委員会宛に、所信表明書と履歴書をご提出ください。立候補者が無い場合には選考委員会にて選出致します。その後、選考に入り候補者を絞り込み、正副会長会議に推薦します。正副会長会議で最終的に検討の上、11月理事会に上程し「予定者」として承認されます。

また、各支部においては令和3・4年度の支部長理事候補者を選出いただき、10月末日までに事務局まで報告いただきますので、支部役員会を開催していただきますようお願い致します。支部長理事候補者も、11月の理事会において承認され「予定者」となります。 (総務委員長 青木和彦)

令和2年度 年会費納入について

総務委員会

会員の皆様にはいつも会費納入にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 経済活動の悪化に伴う会員企業の負担軽減を図るため、「会費請求は上半期(6月)には行わず、 9月に一律5,000円に減額して請求する」ことになりました(複数法人は現行どおり1,200円です)。 令和2年度会費を9月23日(予定)付で貴社指定の口座より下記金額を振替収納させて頂きます。 なお、口座引き落とし以外の方につきましては別途納付書をご送付させて頂きます。

会 員 区 分	形態	資 本 金	年額金額
【正会員】		300万円以下	5,000円
		300万円超~500万円未満	5,000円
		500万円以上~1000万円未満	5,000円
		1,000万円	5,000円
		1,000万円超~2,000万円未満	5,000円
		2,000万円以上~3,000万円未満	5,000円
		3,000万円以上	5,000円
	宗教法人・学校法人等		5,000円
	特定非営利活動法人(NPO法人)	5,000円	
	複数法人(管内に現会員企業と同一の	1,200円	
	支店法人:四市にひとつの支店を記	置く法人・旗艦支店	5,000円
	日本郵便局㈱各郵便局		5,000円
【準会員】	四市に複数の支店を構える事業所		5,000円
【賛助会員】			5,000円

※特に請求書・領収書は出していませんが、希望される会員は事務局までご連絡ください。

コロナ対策最前線で活躍される医療スタッフに感謝! 事業の再開はここからです。

「医療用サージカルフェイスマスク」 40,000 枚を四市に寄贈

緊急事態宣言が解除され、経済活動が段階的に再開されましたが、新型コロナウイルスは消滅したわけでも、予防や治療方法が確立されたわけでもなく、生命の危険や事業活動に重大な結果をもたらすリスクに継続的にさらされています。「マスク」をし、「密閉・密接・密集」を避けるという、感染拡大防止を意識した生活が今後も長期にわたり続くことは否めず、多くの制約を受けると思いますが、法人会の活力を取り戻すために、この状況の中で出来る事、この状況の中だからこそできる活動を企画実践して行きたいと思います。「新型コロナウイルス」を意識した活動スタイルを作り上げ、活動再開の準備をしたいと思います。そこで、復活を期す活動の第一弾として、医療の最前線で活躍されている皆様を少しでもサポートするために、「医療用のサージカルフェイスマスク」を 40,000 枚調達し、木更津、君津、富津、袖ケ浦の地元四市に 10,000 枚ずつ寄付を致しました。上半期 (4~9月) のほぼ全ての事業を原則中止すると共に、11月の「法人会フェスティバル」と「会員親睦旅行」の中止、全国大会やアクアラインマラソン等の中止も決定しており、法人会の活動に不安を抱く方も少なくないと思います。ここは、まずはできることから一歩ずつ、小規模の会議や屋外での事業から開始してみてください。「法人会フェスティバル」で掲げるはずだったテーマ「つなぐ」に沿って、今回の騒動で分断された会員同士、そして法人会と地域社会をつなげていきたいと思います。

【木更津市】



実施日:令和2年7月1日(x) 法人会出席者:内田副会長、加藤運営専務、 奈良本木更津地区長

木更津市出席者:渡辺市長、田中副市長、高浦総務部長

【君津市】



実施日: 令和2年7月10日億 法人会出席者: 宮崎副会長、武田副会長、 窪田君津地区長

君津市出席者:石井市長、上野保健福祉部長、

村越財政部次長

【富津市】



実施日:令和2年7月6日(月) 法人会出席者:渡邉副会長、岡田富津地区長 富津市出席者:髙橋市長、小泉副市長

【袖ケ浦市】



実施日:令和2年7月1日(x) 法人会出席者:露崎副会長、中村袖ケ浦地区長 袖ケ浦市出席者:粕谷市長、花澤副市長、 宮嶋企画財政部長

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なして1年間、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には全ての税目が対象です(印紙で納付する印紙税等は除く)。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間(1カ月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税 者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は□頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、 地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、 遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

(3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上 設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に 記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該 当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新た な類型(デジタル化設備)として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、即時償却又は7%(資本金が3,000万円以下の法人は10%)の税額控除が適用できます。

新たな類型(デジタル化設備)

(**要 件**) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当 する設備

(対象設備)機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、 ソフトウエア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した 場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書(課税事業者選択不適用届出書を含む)については、原則として課税期間の開始前に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行(令和2年4月30日)後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月 1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間(1 カ月以上の任意の期間)の収入が、著しく減少(前年同期 比概ね50%以上減少)した場合で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合 (注1) 原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。 ▷法人:課税期間の終了の日の翌日から2カ月 ▷個人:課税期間の翌年の3月末
 - (注2) 国税通則法11条(災害等による期限の延長)の規 定に基づく期限延長については、最寄りの税務署に ご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日(令和2年4月30日)以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家 屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している(※)中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

(※) 令和2年2月~10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等** (税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など))の 認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措 置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▷対象資産に、事業用家屋と構築物を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する 一定のもの
 - ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設 備導入計画に位置付けられたもの
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2 年間に限り延長(令和5年3月31日まで)

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で 経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る 消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日まで に作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が 講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付 け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

(注)施行日の前日(令和2年4月29日)までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当 該納付された印紙税については、過誤納金とみなし て還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延 等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期 日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には 期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられる よう、適用要件が見直されました。

適用要件

- (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限:令和2年12月31日⇒令和3年12月31日)
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内)
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法 の施行の日(令和2年4月30日)から2ヵ月後まで、い ずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

· 自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車(登録車・軽自動車)について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用 要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末(令和4年3月31日)までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対す る払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となりました。



〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6 FAX: 03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



退任のご挨拶



公益社団法人木更津法人会の皆様には、 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動をもちまして、木更津税 務署長を最後に税務の職場を退職させてい

ただくことになりました。

在任中は、青木会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税 務行政に対する深い御理解と多大なる御協力を賜り、無事職責を 果たすことができましたことを、心より感謝申し上げます。

私自身にとりまして、木更津税務署での勤務は、平成22年に続き 2回目であり、大変懐かしい思いと同時に心温かい地域での再度 の勤務を光栄に感じておりました。

この1年間を振り返ってみますと、元号が令和となった節目の年 でありましたが、房総半島は、台風や集中豪雨による甚大な被害 が出た年でもありました。

そのような中でも、貴会は、研修委員会による「第17回公開講座 橋下徹氏講演会」、同時開催の女性部会による「東北復興支援

前木更津税務署長 津村 和広

物産販売」を見事成功させたほか、青年部会による「やさしい税金 クイズ大会」では、私もクイズの採点などをお手伝いさせていただき ましたが、大変な盛況ぶりで、地域に根差した法人会の事業活動 を間近で拝見させていただくことができました。

これらの活動のほか、小中学校に対する租税教室の開催や「税に関する絵はがきコンクール」の実施など、様々な事業活動を活発に実施された1年でありましたが、こうした素晴らしい会活動や理事会等を通じて、多くの会員の方々と交流する機会を持つことができたこと、そして、多くのご意見をお聞かせいただいたことは、私にとりまして、非常に有意義なものでありました。

この1年間の経験を今後の人生の良き糧とさせていただきまして、第二の人生をスタートさせたいと思っております。

最後になりますが、木更津法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げまして、 私のお別れの挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶





公益社団法人木更津法人会の皆様に おかれましては、益々ご清栄のことと お慶び申し上げます。

この度の人事異動により木更津税務 署長を拝命し東京国税局調査第四部から転任して参りま した嶋田でございます。前任の津村署長同様よろしくお 願い申し上げます。

木更津法人会の役員及び会員の皆様には、平素から税務行政全般に深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税に関する各種説明会等の開催を通じて正しい税知識の普及と納税意識の高揚に取り組まれ、また、保育園等の園庭を芝生化する「芝生化プロジェクト」などの地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいただいていると伺っております。

これもひとえに、青木会長をはじめ役員並びに会員の 皆様の熱意とご尽力の賜物であり、深く敬意を表する次 第でございます。

さて、本年は2月以降新型コロナウイルスの感染拡大 に伴い4月には緊急事態宣言が発出され、社会経済活動 の抑制により、多くの会員の皆様のご事業が大きな影響 を受けていることを心からお見舞い申し上げます。

現在、政府を挙げて様々な取組が進められていますが、 国税庁におきましても、新型コロナウイルス感染症に関連 して通常の業務体制が維持できないなどの事情により、申 告や納付を期限までに行うことが困難な場合には、個別の 申請による申告期限の延長や納税の猶予制度をご案内する などの対応をとらせていただいているところです。

また、消費税につきましては、昨年10月1日から税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が導入されました。さらに、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が導入されます。

私どもといたしましても、制度の定着に向けて、各公共 機関や関係民間団体の皆様方と緊密な連携を図りながら、 引き続き制度の周知や広報に取り組んで参ります。

貴会におかれましても、従前より多大なるご支援を賜っておりますが、より一層のお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、今年で設立45周年を迎えられる公益社団法人木更津法人会の益々のご発展と、会員の皆様方とご家族のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

税務署コーナー

木更津税務署 幹部異動状況表(令和2年7月10日付)

職名 転出者		転入者·留任者		
49X °LI	氏名 転出先	氏 名	前任部署等	
署長	津村和広(退職	us f okta	東京国税局調査第四部調査第分の第十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
副署長		鈴木宗雄	(留任)	
特別国税調査官 (法人調査担当)		久保 進	(留 任)	
総務課長		# Dii W U 25	千 葉 東 税 務 署 酒 類 指 導 官	
管理運営第1部門 統 括 官	五 五 人 一 葉 西 税 務 管理運営第1部 統括国税徴収	田淵啓二	神 田 税 務 署 管 理 運 営 第 3 部 門 統 括 国 税 徴 収 官	
管理運営第2部門 統 括 官		織田智之((留 任)	
徴 収 部 門 統 括 官	は た 続 四 谷 税 務 嶋田 見 徴収第1部 統括国税徴収	岩岩本恭子	東 京 国 税 局 徴 収 部 徴 収 課 連 絡 調 整 官	
個人課税第1部門 統 括 官	たか の 05 08 江 戸 川 南 税 務 高 野 博 幸 個 人 課 税 第 1 部 統 括 国 税 調 査	9 T /\ T	千葉東税務署特別記帳指導官	
個人課税第2部門 統 括 官		榊 祐治((留 任)	
個人課税第3部門 統 括 官	* t5 t5 t5 tf 本 所 税 務 木 村 仁 一 個 人 課 税 第 2 部 統 括 国 税 調 査	引上 村 隆 紀 / 1	千 葉 南 税 務 署 個 人 課 税 第 3 部 門 統 括 国 税 調 査 官	
資産課税部門 統括官		興野達志((留任)	
法人課税第1部門 統 括 官	四 谷 税 務 上野幸晴 特別国税調査 (法人調査担当	了 江口直樹)	東 京 国 税 局 総 務 部 総 務 課 税 理 士 専 門 官	
法人課税第2部門 統 括 官		酒井広忠((留 任)	
法人課税第3部門 統 括 官	短	看 使 田 尚 昌	東京国税局調査第三部 調 査 総 括 課 連 絡 調 整 官	
課長補佐	古澤昌樹 成 田 税 務 課 長 補	繋│増 出 祥 半│┆	東京国税局調査第一部特別 国税調査官付国税調査官	
総務係長	東京国税局徴収 無住雅史 統括徴収官 国税徴収	∱ 淎 出 哲 ←	木 更 津 税 務 署 個 人 課 税 第 2 部 門 国 税 調 査 官	
法人審理上席	寒 園 優 樹 法 人 課 税 第 1 部 上 席 国 税 調 査	9 伊膝 佐州士 !	東京国税局調査第一部 特 別 国 税 調 査 官 付 国 税 調 査 官	

法人会会員の皆様方には、いろいろお世話になりありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

財務省·国税庁

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難 な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

- ○現行の猶予の要件(幅広い方が認められます。)
- 一時の納税により、事業の継続・生活維持が困難なおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思。 ・ 納期限から6か月以内に申請がある。
- 猶予を受けようとする国税以外に滞納がない。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 - 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。
- ○現行の猶予が認められると…
 - 原則として1年間納税が猶予されます(資力に応じて分割納付となります。)。
- 猶予中は延滞税が軽減されます(通常 年8.9%→軽減後 年1.6%%)。 ※令和2年中における延滞税の利率 申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例 (特例猶予)』が創設されました!

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注) が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。 対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも **含みます。)についても、遡って特例を適用することができます(法律の施行か** ら2か月間に限ります。)。
 - (注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、 譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条

令和2年4月

税務署コーナー

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

▶ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」をご利用 ください。

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)

電話番号はこちら

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署(徴収担当)に提出してください。

申請は郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又は e-Tax を利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センターにお気軽にご相談く ださい。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしま すが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は納期限までに申請が必要です。 (注) 法律の施行から2か月間は納期限後であっても申請できます。
- 〇 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行法での猶予が受けら れる場合があります。
 - (注)現行猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予 が認められることがありますので、ご相談の際、お申し付けください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行わ れたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、 国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

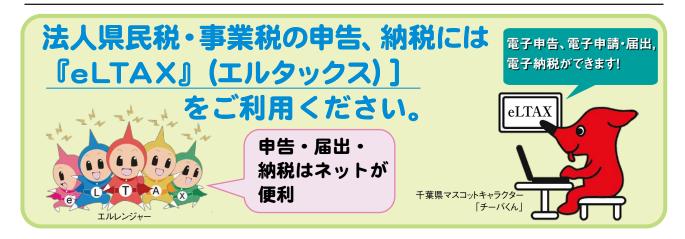
国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。 地方税の詳細については、総務省のホームページをご確認ください。

総務省: https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

県税事務所コーナー



日ごろから、県税へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。 法人県民税・事業税の地方税も、地方税ポータルシステム『eLTAX』を利用すれば、インターネット経由で電子申告、電子申請・届出及び電子納税を行うことができます。

eLTAXで行える手続きについて

〇自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ一括で申告及び申請・届出ができます。

eLTAXでは、インターネット接続環境のあるパソコンを使い、自宅やオフィスなどから全国の地方公共団体へ電子申告及び電子申請・届出を行うことができます。

・届出には添付書類が必要です。

新規設立: 定款·登記事項証明書

変 更 届 出 : 登記事項証明書又は議事録の写し等

延長届出申請 : 法人税における期限延長の承認の通知書の写し・定款等

※添付書類については、電子ファイルを添付するか、別途、郵送等による送付が必要となります。

詳しくは、千葉県税務課ホームページをご覧ください。

https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html

〇地方税共通納税システムを利用できます。

地方税共通納税システムとは、e L T A X を利用して、全国の地方公共団体へ自宅やオフィスのパソコンから電子納付を行うことができる仕組みです。インターネットバンキングまたはダイレクト納付(※)を利用して、金融機関等の窓口に出向くことなく、税金を納付いただくことができます。

※ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方法です。

電子申告の新たな動きについて

〇大法人のeLTAX使用が義務化されました。

令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う、法人 県民税・事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

電子申告、電子申請・届出及び電子納税についての手続きや、都道府県・市町村のサービス状況などの詳細は、「地方税共同機構」が運営する「eLTAX ホームページ」をご確認ください。

詳しい情報は、eLTAX ホームページへ https://www.eltax.lta.go.jp 電話 (ヘルプデスク) によるお問い合わせは、 0570-08-1459

【IP電話·PHS用】 03-5521-0019

受付時間 月~金(土日祝、年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問合せ先 千葉県木更津県税事務所 事業税間税課 ☎0438-25-1110

新型コロナウイルス感染症の影響により 期限までに申告が難しい方は、申告期限の延長申請が可能です。

申告期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、申告・納付が期限までにできない<u>やむを得ない理由</u>がある場合、申告期限の延長が申請できます。

やむを得ない理由について

- (1) 法人の役員や従業員、関与税理士が新型コロナウイルス感染症に感染した。
- (2) 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務をしている。
- (3) 感染拡大防止による自粛のため、決算事務が間に合わない……等 感染症の影響を受け、対策等を行っているケースもやむを得ない理由に該当します。

申告期限の延長申請手続きについて

- (1) 期限前に延長申請書(千葉県県税条例施行規則第36号様式)で申請する。
- (2) 余白記載で申請する。【新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請】と記載する ことで、期限延長の申請があったとみなします。

紙申告⇒申告書の右上余白に記載。

電子申告⇒法人名称の前に入力。

※文字数等により記載が困難な場合は、千葉県ホームページ(下記URL)から「新型コロナウイルスの感染症の拡大等に伴う申告・納付期限の延長について」をダウンロードして、電子申告の際に添付してください。

法人税と同様に、法人の申告書を作成・提出することが可能となった時点で申告書の提出と同時に行ことができます。

この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。<u>申告</u>日までに納付してください。

ご質問、ご不明な点は、千葉県ホームページもしくは県税事務所法人担当へご確認ください。 (千葉県HP内法人二税延長申請について↓)

https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/oshirase/0204houjinennchou.html

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所を控え、電話や郵送等でご連絡ください。



知っておきたい相続の基礎

民法改正に伴う課税関係の整理(その1)

税理士法人吉田会計 木更津相続サポートセンター 税理士・行政書士 **吉 田 和 義**

【令和元年7月より改正民法が施行】

令和元年7月1日より改正民法が段階的に施行されています。これに伴い、税務の世界においても税制改正で対応がされています。

今回は民法の相続分野改正に伴い、相続税に影響する 部分についてお話をしたいと思います。

【配偶者居住権の創設】

民法の相続に関する改正はいくつかありますが、まず は配偶者居住権の新設についてお話をします。

配偶者居住権とは、ひらたく言えば、旦那さんがお亡くなりになった時に奥さんが住んでいた旦那さん名義の家に、奥さんが生涯住み続けることを認めることです。

法務省のチラシでは次のように説明しています。すなわち「配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利」です。

旦那さんが亡くなった場合、奥さんが自宅に住み続けることを当然のように思われていたかもしれませんが、 実はそうではなかったと言うことです。

【配偶者居住権創設の背景】

わが国では相続財産に占める不動産の割合が高いことが知られていますが、旦那さんが住んでいた自宅と敷地を奥さんが遺産分割で取得した場合、法定相続分のほとんどが居住用不動産となってしまい預貯金をもらえなくなる可能性があります。そうしますと、奥さんは住む場所があっても生活費が不足する事態が発生する恐れがあります。特に、平均寿命の伸びによって、旦那さんの死亡後の生活が長期化していますので、住み慣れた自宅に住む権利を確保しつつ、その後の生活資金を確保することを目的にこの権利が創設されたのです。

【配偶者居住権の相続税評価】

配偶者居住権が設定された自宅は、自由な処分が制限されます。そうしますと何の権利も設定されていない建物と同じ評価ではないので、税制上考慮がされることとなりました。

配偶者居住権はあくまでも自宅建物についての権利ですが、敷地の使用権も同時に取得することとなりますので、その敷地の権利も評価対象になります。そのため、評価額は次の4点が登場します。

- ①配偶者居住権
- ②配偶者居住権付建物の所有権
- ③配偶者居住権に基づく敷地利用権
- ④敷地の所有権

それぞれの計算は図1の通りです。またそれぞれの権利 関係のイメージは図2のようになります。次回、具体例を 用いたお話をさせていただきます。(配偶者居住権の施行 は令和2年4月1日です)

《図1》

①配偶者居住権

建物の固定資産税評価額 - ②

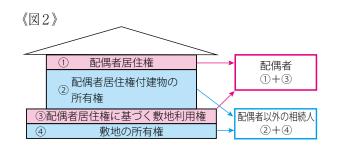
②配偶者居住権付建物の所有権

 建物の固定資産税 × 定資産税 × 評価額
 建物の残存耐用年数
 配偶者居住権の存続年数
 存続年数
 下に民法の法定利率による複利原価率

③配偶者居住権に基づく敷地利用権 土地の相続税評価額 - ④

④敷地の所有権

土地の相続税 評価額 配偶者居住権の存続年数に応じた 民法の法定利率による複利原価率



□ 第 46 回定時総会開催される □

4月1日現在の総会員数 2,616 社、 出席会員数 22 社、委任状出席者数 937 社、 書面決議数 421 社、合計 1,380 社 出席率 52.75%



5月21日(木)、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されている中ではありましたが、大幅に人数を制限し常任理事20名、監事2名の出席で、第46回定時総会がロイヤルヒルズ木更津ビューホテルにおいて開催されました。

同ホテルでは5月1日より営業を自粛している折、ご協力を頂きましたことに大変感謝しております。

今回の総会では、ロイヤルホール全室を使用し、出席者はすべてマスクを着用、ソーシャルディスタンスを取り、感染拡大防止に努めて行われました。冒頭、会長の挨拶では、新型コロナウイルスの影響により、今年度予定していた上半期すべての事業と11月に予定していた45周年事業「法人会フェスティバル」及び会員親睦旅行を中止せざをえない状況となり誠に残念である。法人会の活力が削がれてしまわぬよう、政府の示した新しい生活様式を踏まえた上で、法人会としてこのような状況下に何が出来るのかを考え実行していきたいと強い思いが語られた。その後、青木会長が議長席に着き、総務委員会による総会成立報告の後、下記議案が上程された。

【決議事項】

第1号議案 2019年度 事業報告 承認の件 第2号議案 2020年度 収支決算報告 承認の件 監査報告

【報告事項】

第1項 令和2年度 事業計画 第2項 令和2年度 収支予算

決議事項 第1号、2号議案は関連性があるため一括上程となり、2019年度は地区、支部、委員会、部会等が予定通りに事業を遂行したことの報告と、昨年度来懸案となっていた公益目的事業比率「50%超え」については55.9%となり、目的を達成できたことの報告があった。その後採決に移り、第1号、2号議案共に満場一致で原案通り可決承認された。報告事項においては、総会資料に記載されている内容が現在の状況と違っていることについて、既に1月理事会及び3月理事会において

協議、審議を行い承認されているもので、新型コロナウイルスの 感染拡大による緊急事態宣言の発出以降、先の見えない中で の事業計画の変更や予算修正は厳しく、理事会承認のものを 記載していること、そして7月理事会に向け修正を検討していく ことが報告された。

以上すべての議案並びに報告が終了し総会が閉会した。 (総務委員長 青木和彦)

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新規の植え込みは行わず、過去に植え込みを行った所に補充用の苗と肥料をお届けしました。

実 施 日: 令和2年6月20日(土) お届けした場所:

平成 23 年植え込みわかば保育園平成 27 年パ中郷保育園平成 29 年パ請西保育園

平成30年 / 桜井運動場 令和元年 / 大貫保育園

/ 学童保育所くじらクラブ



学童保育所くじらクラブ



保護者の皆様が作業を行いました。

青年部会 第 39 回定例総会書面決議で承認

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定していた定例総会は実施せず、書面決議で各議案が可決承認されました。

日 時:令和2年4月24日金

現会員数:81名 出 席:61名

委任状出席: 0名 出席者合計:61名

議案項目	承認項目
第 1 号議案	承 認 61名
2019 年度事業報告	不承認 0名
第 2 号議案	承 認 61名
2019 年度決算報告	不承認 0名
第3号議案	承 認 61名
令和2年度事業計画	不承認 0名
第4号議案	承 認 61名
令和2年度予算案	不承認 0名

女性部会 第43回通常総会書面決議で承認

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定していた通常総会は実施せず、書面決議で各議案が可決承認されました。

日 時:令和2年5月13日休

現会員数:141名 出 席:102名

委任状出席: 0名 出席者合計:102名

議案項目	承認項目
第 1 号議案	承 認 102名
2019 年度事業報告	不承認 0名
第 2 号議案	承 認 102名
2019 年度決算報告	不承認 0名
第3号議案	承 認 102名
令和2年度事業計画	不承認 0名
第4号議案	承 認 102名
令和2年度予算案	不承認 0名

令和2年度におきましては、1月から新型コロナウイルスの感染が国内でも確認され、4月13日に国から緊急事態宣言が発出されたため青年部会、女性部会の総会は開催せず、書面決議での実施となりました。また女性部会においては、部会員の皆様が毎年楽しみにしている旅行や賀詞交歓会などの事業が安全上の問題から難しいと判断され、今年度の親睦交流事業については全て中止するという判断を致しました。

令和 2 年度 千葉県法人会連合会 定時総会開催

去る6月16日、(一社) 千葉県法人会連合会の定時 総会が千葉市内において開 催され、当会からは青木会 長が参加し、全議案が可決



承認されました。例年、総会終了後に開催される役員大会において、会員増強月間、福利厚生制度推進優良会、並びに全法連、千葉県連より功績のあった役員への表彰が行われるのですが、今年は新型コロナウイルス対策で全て中止となったため、下記のように報告させていただきます。

【団体表彰】 会員増強月間 銅賞(目標 100%達成)

組織委員会(金見和子 委員長)

福利厚生制度推進 優良会

厚生委員会(保泉昌宏 委員長)

【個人表彰】(公財) 全国法人会総連合 表彰

監 事 蘇我 芳章 氏 理 事 森 泰郎 氏

(一社) 千葉県法人会連合会 表彰

監事 榎本 光男 氏副 会 長 武田富士子 氏常任理事 齋藤 和久 氏

AIG 木更津代理店会様より 除菌ウェットティッシュを頂きました

実施日:令和2年7月13日(月)11:00~

場 所:事務局

新型コロナウイル感染 予防のために役立ててほ しいとウエットティッ シュ100枚を寄贈頂きま した。



(写真:左より法人会内田副会長、AIG 木更津代理店会会長 青木泰陸氏)

日曜日に受診できる

脳ドック検診を実施しました



実施日:令和2年6月7日(田)·14日(田) 場 所:木更津東邦病院

受診者数:各日 10 名のところ、7 日 4 名、14 日 10 名と 2 回実施で合計 14 名が受診しました。

令和2年 生活習慣病健診のご案内

健診日/令和2年9月9日冰・9月18日金・9月19日出 健診会場/木更津商工会館



プライベートで受けると、個々で予約したり、社員の管理が大変だったり、忙しくて結局受けなかったり…。 集団健診で、勤務時間内に さくっと効率よく受診するほうが実はお得なんです!……詳しくはお手元に届く案内文書でご確認下さい。

コース名	一般料金(参考)	会員特別料金	コース名	一般料金(参考)	会員特別料金
総合喀痰コース 全57項目	54,600円	38,800円	総合コース 全56項目	54,100円	38,300円
コース名	一般料金(参考)	会員特別料金	コース名	一般料金(参考)	会員特別料金
Aコース 全46項目	28,700円	_22,500円	S⊐ース 全43項目	22,500円	

木更津法人会のホームページからセミナーがご覧頂けます。

会員ID hj0325 パスワード7720

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載





会社や自宅にいながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。 インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。 忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。









豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

一般経営■政治経済■環境・高齢化■健康・ライフスタイル■著名人■研修・人材育成■実務家■労務■税務・財務・経理■法律

行事予定表

編集後記

9月9日 生活習慣病健診 (木更津商工会館) 9月16日 決算法人説明会 (木更津商工会館) 9月17日 第3回理事会 (オークラアカデミアパークホテル)

9月18日 生活習慣病健診 (木更津商工会館)

9月19日 生活習慣病健診 (木更津商工会館) 11月27日 第4回理事会 (木更津商工会館)

新型コロナウイルス第2波が警戒される中、当誌の記 事もこれまでにない内容となりました。本来の活気ある 誌面に戻るよう早い時期での終息を望み、皆さまが1日 でも早く日常を取り戻されることを心よりお祈り申し上 げます。

(H.I)

誰にも優しい、安全な街をめざして

OHSAWA Driving School



A OHSRUP SCHOOL



運行管理者 適性診断

運行管理者講習

- ●基礎講習 3 日間
- 一般講習 1 ⊟

適性診断

- 一般診断
- ●適齢診断
- 初仟診断
- 特定診断 I

フォークリフトセンター



フォークリフト

フォークリフトセンター

フォークリフト技能講習

● 2 日間コース

(11 時間:大特免許所持者)

● 4 日間コース

(31 時間:普通免許所持者)





千葉ドローンスクール

- JUIDA 操縦技能コース
- JUIDA 安全運航管理者コース
- 国交省申請講習 (DIPS)
- 各種空撮依頼
- 水中ドローン講習

無料体験説明会随時開催



千葉安全教育センター



株式会社大佐和自動車教習所 **2** 0439-65-2211 お問い合わせ

千葉安全教育センター

検索 | https://chiba-sec.com/

千葉県富津市千種新田88 〒293-0036